

浦河町新型インフルエンザ等対策 行動計画の概要版

1. 計画策定の経緯

○新型インフルエンザ等の感染症への対策について、国をあげて実施するため、平成25年「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行され、国や都道府県及び市町村の対策を規定したと同時に新型インフルエンザ等対策行動計画の策定を義務付けたものである。

○町は、国及び北海道の策定した新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえ、町の基本的な考え方や町が実施する主な対策等を示した「浦河町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定したものである。

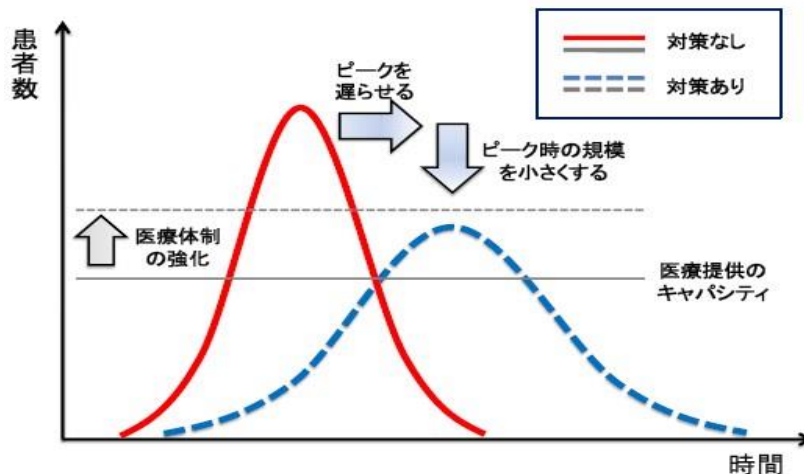
2. 対象とする疾患

○新型インフルエンザ等感染症（感染症法第6条第7項に規定するもの）

○新感染症（感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの）

3. 対策の目的

(対策の効果を表す概念図)



①感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護すること。

②町民生活及び町民経済に及ぼす影響を最小となるようにすること。

4. 被害想定

区分		国	北海道	浦河町
流行期間		約8週間		
受診患者数		約1,300万人 ～2,500万人	約55.9万人 ～107.5万人	約1,300人 ～2,500人
中等度 (アジアインフル エンザ並みの 致命率:0.53%)	入院患者数 (1日当り最大)	53万人 (10.1万人)	2.3万人 (4,300人)	53人 (10人)
	死亡者数	17万人	7,000人	17人
重度 (スペインイン フルエンザ並 みの致命率: 2.0%)	入院患者数 (1日当り最大)	200万人 (39.9万人)	8.6万人 (1.7万人)	200人 (40人)
	死亡者数	64万人	2.8万人	64人
従業員の欠勤率		最大40%		

5. 発生段階

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追跡できる状態 道内においては、以下のいずれかの発生段階 (道内未発生期) 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 (道内発生早期) 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追跡できる状態
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追跡できなくなった状態 道内においては、以下のいずれかの発生段階 (道内未発生期) 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態 (道内発生早期) 道内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが全ての患者の接触歴を疫学調査で追跡できる状態 (道内感染期) 道内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追跡できなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

6. 行動計画の主要6分野

(1) 実施体制

- 発生前：庁内における情報共有及び連携と発生時に備えた準備
 - ・事前準備の進捗状況を確認し、庁内一体となった取組を推進する。
- 発生後：国の緊急事態宣言後、直ちに浦河町新型インフルエンザ等対策本部を設置
 - ・新型インフルエンザ等対策を迅速かつ総合的に推進し、町民の健康被害の防止と社会機能の維持を図る。

(2) 情報提供・共有

- 国、北海道からの新型インフルエンザ等の発生状況や予防・まん延防止に関する情報、実施される対策について、できる限りリアルタイムで情報提供に努める。
- 町民への情報は、受け取り方が千差万別であるため、多様な方法を用いて内容を正確、迅速かつ丁寧に実施する。
- 町民からの相談に応じるため、新型インフルエンザ等相談窓口を設置する。

(3) 予防・まん延防止

- マスク着用・咳エチケット・手洗い等の基本的な感染対策の実践を促す。
- 国の緊急事態宣言下において、北海道が「不要不急の外出自粛の要請」「施設の使用制限の要請」等の措置を実施した場合は、その周知徹底に協力する。
- 地域や職場対策は、発生初期の段階から季節性インフルエンザ対策として実施している感染対策をより強化して実施する。

(4) 予防接種

- 特定接種：新型インフルエンザ等対策の実施に係る町職員等に対し、予防接種を実施する。
- 住民接種：町民に対し、集団予防接種を行う。国が決定する接種の優先順位に従って順次実施する。

(5) 医療

- 医療機関と連携した情報共有及び町民に対し、適切な受診方法の周知をする。
- 北海道と連携し、関係機関と協力し在宅で療養する患者の支援や自宅における死亡者の対応を実施する。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

- 町民生活及び経済への影響を最小限にできるよう、国や北海道、関係機関と連携し、対策を実施する。
- 要援護者への生活支援、適切な火葬の実施、水道の安定供給、生活関連物資の価格の安定等、町民生活や経済の安定を確保するための対策を実施する。

7. 発生段階に応じた主な対策

	未発生期	海外発生期	国内発生早期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ●発生に備えた体制整備 ●発生の早期確認 	<ul style="list-style-type: none"> ●国内発生の遅延と早期発見 ●道内発生に備えた情報収集と体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ●感染拡大を出来る限り抑える ●患者に適切な医療の提供 ●感染拡大に備えた体制の整備
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○町行動計画の作成と見直し ○初動体制の確立の準備 ○関係機関との連携確認 	<ul style="list-style-type: none"> ○国、道の基本的対処方針の確認と町行動計画に基づく事前準備 ○季節性インフルエンザと同程度の場合の感染対策実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○国、道の基本的対処方針の把握と必要な対策の実施 ○国の緊急事態宣言後、直ちに町対策本部の設置
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等に関する基本的情報や対策の情報提供 ○新型インフルエンザ等相談窓口の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○海外での発生状況の情報収集 ○道内発生した場合の対策に関する迅速な情報提供 ○新型インフルエンザ等相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○道内外の発生状況や具体的対策を詳細に分かりやすく情報提供 ○道と連携し、患者となった場合の対応の周知と学校、保育施設等や職場に対する適切な情報提供 ○新型インフルエンザ等相談窓口の体制充実・強化
予防及びまん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ○個人や地域及び職場における基本的感染対策の普及 	<ul style="list-style-type: none"> ○発生に備えた患者等の対応準備 ○道の要請に応じ、道の実施する発生国からの入国者の健康監視の協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○道が行う感染拡大防止策の対応 ○道と連携し、学校、保育施設等への感染対策の目安の提示と臨時休業の適切な実施の要請 ○職場における感染予防対策の徹底の要請
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ○特定接種の体制整備 ○住民接種の実施体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定接種の実施 ○住民接種の実施体制準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○住民接種の実施 ○住民接種の広報
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○道が行う医療体制の整備への協力 ○適切な受診方法の周知の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○国による症例定義の把握と関係機関への周知 ○医療機関への迅速な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関への迅速な情報提供
町民生活及び町民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○要援護者の把握と支援内容と方法の検討 ○火葬能力の把握 ○対策に要する物資及び資材の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ○道が行う登録事業者に対する感染予防策の実施準備の周知の協力 ○要援護者への情報提供 ○遺体安置施設の確保準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料品や生活必需品の買占め、売惜しみ自粛要請 ○要援護者への生活支援 「国の緊急事態宣言下」 ○水道の安定及び適切な確保 ○物価及び生活関連物資の適切な供給のための調査・監視と必要に応じた関係団体等への要請

国内感染期

小康期

対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> ●医療体制の維持 ●健康被害を最小限に抑える ●町民生活及び町民経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> ●町民生活及び町民経済の回復を図り、流行の第二波に備える
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○国、道の対処方針の変更に応じた対策の実施 ○国の緊急事態宣言後、町対策本部を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○国、道の対処方針の変更に応じた対策の縮小 ○国の緊急事態宣言解除後、町対策本部の廃止
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ○道内外の発生状況や具体的対策を詳細に分かりやすく情報提供 ○感染予防策や感染が疑われる場合の受診方法の周知 ○道と連携し患者となった場合の対応の周知と学校、保育施設等や職場に対する感染拡大防止に関する適切な情報提供 ○新型インフルエンザ等相談窓口の体制維持 	<ul style="list-style-type: none"> ○第二波発生の可能性や備える必要性を周知 ○情報の内容のとりまとめと情報のあり方の評価と見直し ○新型インフルエンザ等相談窓口の体制縮小
予防及びまん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ○道が行う感染拡大防止策の対応 ○道と連携し、学校、保育施設等への感染対策の目安の提示と臨時休業の適切な実施の要請 ○職場における感染予防対策の徹底の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○第二波に備えた拡大防止策の見直し
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ○住民接種の継続 「国の緊急事態宣言下」 ○道の行う措置に協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○第二波に備えた住民接種の継続
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関への迅速な情報提供 ○道が行う臨時的医療施設の設置の協力 ○在宅療養者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ○医療機関への迅速な情報提供 「国の緊急事態宣言下」 ○国、道の方針に基づく措置の縮小・中止
町民生活及び町民経済の安定	<ul style="list-style-type: none"> ○食料品や生活必需品の買占め、売惜しみ自粛要請 ○要援護者への生活支援 ○適切な遺体の火葬・安置 「国の緊急事態宣言下」 ○水道の安定及び適切な確保 ○物価及び生活関連物資の適切な供給のための調査・監視と必要に応じた関係団体等への要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料品や生活必需品の買占め、売り惜しみ自粛要請 ○要援護者への生活支援 ○国の行う事業者に対する業務再開周知と被害状況確認の協力 「国の緊急事態宣言下」 ○国内の状況を踏まえ、緊急事態措置の縮小・中止

